



令和5年度 就職氷河期世代を対象とした 滋賀県職員採用試験 — 受験案内 —

滋賀県人事委員会

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方の活躍の場を広げ、これまでの経験や能力を県行政に活かしていただくため、就職氷河期世代を対象とした県職員採用試験を実施します。

受付期間 令和5年7月7日(金)午前9時～8月4日(金)午後5時
※インターネットにより申し込んでください。
第1次試験日 (一般事務) 令和5年8月27日(日)および9月10日(日)
(総合土木) 令和5年9月24日(日)
試験地 大津市

※試験に関する問合せおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館6階)

電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970

E-mail: jinji-i@pref.shiga.lg.jp

滋賀県職員採用ポータルサイト: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>



滋賀県 採用

検索

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	10人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務
総合土木	2人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

※採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

年齢	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
----	------------------------------

△性別は問いません。

△次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。詳しくは、「9日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 試験の日時および場所

		日	時	場	所
第1次試験	一般事務	筆記試験	8月27日(日)	受付開始 8時30分 着席 9時00分 試験 9時30分～13時00分	滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
		口述試験	9月10日(日)	※対象者は、8月27日(日)に実施する筆記試験の成績により決定します。対象者へは、9月1日(金)に通知するほか、対象者の受験番号を滋賀県職員採用ポータルサイトで掲載します。	滋賀県庁(予定)
	総合土木	筆記試験	9月24日(日)	受付開始 8時10分 着席 8時40分 試験 9時00分～16時00分	滋賀県庁
		適性検査			
第2次試験		10月上旬に大津市内で実施します。詳細は第1次試験合格者に通知します。			

4 試験の方法および内容

試験	区分・種目・方法		内 容	配 点		
第1次試験	一般事務	筆記試験	能力検査 択一式 (約1時間10分)	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験 [SPI (能力検査のみ)]	100点	
			作文試験 (1時間30分)	文章による表現力等についての筆記試験	100点	
		適性検査	公務員として必要な適性についての検査 ※ 令和5年9月1日(金)～9月6日(水)に、インターネットを利用したWeb方式により実施します。詳細は対象者(能力検査の得点が一定の点数に達している者)に対して通知します。	—		
		口述試験	人物についての集団討論による試験	100点		
	総合土木	筆記試験	能力検査 択一式 (約1時間10分)	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験 [SPI (能力検査のみ)]	100点	
			専門試験 択一式 (2時間)	専門的知識および能力についての筆記試験(高等学校卒業程度) 出題分野: 数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧(構造力学③、水理学③、土質力学②)、測量②(以上20問は必須解答)、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する基礎①(以上25問中20問は選択解答)	100点	
			作文試験 (1時間30分)	文章による表現力等についての筆記試験	100点	
			適性検査	公務員として必要な適性についての検査(第1次試験合格者のみ判定を行います。)	—	
		第2次試験	一般事務	口述試験	人物についての個別面接による試験	200点
			総合土木	口述試験	人物についての個別面接および集団討論による試験	300点
合計			一般事務	500点		
			総合土木	600点		

- △作文試験は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点を行います。)
- △一般事務の区分にあつては、第1次試験における適性検査および口述試験の対象者は、能力検査の成績により決定します。適性検査を期日内に受検できなかった場合は、棄権したものとみなします。
- △試験および検査は、全て日本語で行います。
- △択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆などと消しゴム)を持参してください。
- また、一般事務の区分にあつては第1次試験口述試験当日に、総合土木の区分にあつては第1次試験当日に、それぞれ面接カード「私の紹介」(様式は滋賀県職員採用ポータルサイトからダウンロードしてください。)を回収しますので、1部印刷の上、必ず持参してください。(面接カードを提出できなかった場合は、棄権したものとみなします。)
- △使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります。(携帯電話等は使用できません。)
- △試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	一般事務の区分については9月中旬、 総合土木の区分については9月下旬 (具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載する ほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	10月下旬 (具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載する ほか、第2次試験受験者全員に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載されたのち、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

7 給 与

- (1) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、職務経歴のない方が38歳で採用された場合、大学卒で月額253,054円、高校卒で月額234,134円(いずれも地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、これらの額は、令和5年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

申 込 方 法	インターネットにより申し込んでください。 電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。 県ホームページの右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和5年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験受験案内」のページから、「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。 ※ 通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。
受 付 期 間	令和5年7月7日(金)午前9時～8月4日(金)午後5時

- △申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。
- △受験票が8月18日(金)までにアップロードされないときは、滋賀県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- △受験番号は、第1次試験当日受付において指定します。
- △身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

△申込みできる試験区分は一つに限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更を認めません。
 △自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

9 日本国籍を有しない者の任用について

- (1) 日本国籍を有しない者は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

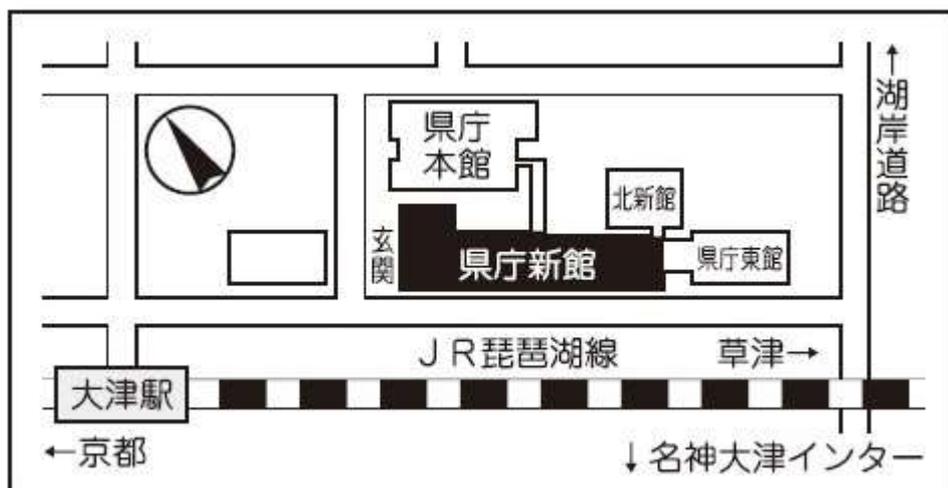
電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。）

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者 (一般事務)	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格発表 の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号県庁東館6階)
	第1次試験受験者 (総合土木)	第1次試験の合計得点および順位ならびに専門試験の正答数		
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表 の日から1か月間	

第1次試験会場案内図

○滋賀県庁新館



試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

※感染症対策について

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症など）に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。
 なお、マスクの着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。
- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。